

蒲郡市医療救護所看護師等登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市で大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、市内に設置する医療救護所において、被災者に対して迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、医療救護に関する特定の資格を有する者を医療救護所における活動に従事するものとして、事前に登録する制度（以下「登録制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の資格要件)

第2条 登録制度に登録ができる者は、保健師、助産師、看護師、准看護師又は医療事務の資格を有し、蒲郡市内に在住又は在勤の者で、災害時に医療救護活動ができるものとする。

(登録等)

第3条 登録制度に登録をしようとする者は、蒲郡市医療救護所看護師等登録票（第1号様式）に必要事項を記入し、その取得している資格を証するものの写しを添付し、市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みがあったときは、その適否を審査し、相当と認めるときは、災害時に医療救護活動に従事する者として、蒲郡市医療救護所看護師等登録簿（第2号様式）に登録をするものとする。

3 前2項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）が、申込み時の状況に変更が生じた場合又は登録の解除を希望する場合は、その申出により登録変更又は登録解除の手続を行うものとする。

(登録証の交付)

第4条 市長は、登録者に、蒲郡市医療救護所看護師等登録証（第3号様式）を交付するものとする。

2 登録者は、医療救護活動に従事するときは、前項の登録証を常に携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(登録継続確認)

第5条 市長は、原則として1年に1回登録者の継続等の意思を確認し、その都度登録者の情報を更新するものとする。

(登録解除)

第6条 市長は、登録者から登録の解除の申出があったときは、当該登録を解除するものとする。

(研修等)

第7条 市長は、登録者に対し、医療救護活動に関する知識の向上に寄与するため、必要な情報及び研修等の機会の提供に努めるものとする。

(個人情報)

第8条 登録者に関する個人情報は、蒲郡市個人情報保護条例（平成10年蒲郡市条例第2号）に基づき、本人の同意がある場合に限り、災害時の連絡及び医療救護活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供することができるものとする。

(活動内容)

第9条 登録者の医療救護活動の内容は、看護職の資格保有者については、創傷、打撲、骨折、熱傷等の軽症・中等傷者への応急手当等、トリアージ、バイタルサインのチェック、救護活動の記録、出産に係る介助その他の医師の指示に基づく手当とし、医療事務の資格保有者については、救護者受付簿の作成等の必要な事務とする。

(活動場所及び活動時間)

第10条 登録者の医療救護活動の場所は、原則として、市が設置する別表第1に掲げる医療救護所とし、活動時間は1回につき8時間以内とする。

(開設期間等)

第11条 医療救護所の開設期間及び開設時間は、被災者の発生状況に応じて市長が別に定めるものとする。

(報償等)

第12条 登録者が医療救助活動に従事したときは、別表第2により報償を支払い、当該活動のために要した費用がある場合は、その要した実費を弁償するものとする。

(補償)

第13条 登録者の医療救護活動中の事故等に対する補償については、蒲郡市市民総合災害補償規則（平成22年蒲郡市規則第21号）の範囲内で行うものとする。

(主管)

第14条 登録制度の主管課は健康福祉部健康推進課とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、登録制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

蒲郡市立大塚中学校

蒲郡市立三谷中学校

蒲郡市立蒲郡中学校

蒲郡市立中部中学校

蒲郡市立塩津中学校

蒲郡市立形原中学校

蒲郡市立西浦中学校

別表第2（第12条関係）

職 種	報 償 額
保健師、助産師、看護師又は准看護師	3時間を超えて従事した場合、1回 当たり2,000円
医療事務の資格を持つ者	2時間を超えて従事した場合、1回 当たり1,000円